

「(仮称)新白馬風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの和歌山県環境影響評価審査会意見

本事業は、和歌山県広川町、日高川町、日高町及び御坊市の行政界付近の尾根を事業実施想定区域(以下、「想定区域」という。)として、単機出力 3,000 から 4,300 キロワットの風力発電設備を最大 17 基設置するものである。

想定区域内では、現在、白馬ウインドファーム株式会社が運営する白馬ウインドファーム(単機出力 1,500 キロワットの風力発電設備 20 基)が平成 22 年 3 月から運転中であり、(仮称)白馬ウインドファーム更新事業(単機出力 3,000 から 4,000 キロワット級の風力発電設備 8 から 10 基)の計画がある。

本事業は、稼働中の白馬ウインドファームの運転終了後に、同発電所の跡地とその周辺で風力発電設備を設置するものであり、既存の道路や送電線等を利用することにより、全く新規に風力発電施設を設置する場合に比べ、土地の改変等による環境影響を低減することが可能であると考えられる。一方、風力発電機の規模は大きくなり、想定区域は白馬ウインドファームの事業区域より広くなることから、本事業の実施により重大な環境影響が生じるおそれもある。

想定区域及びその周辺には、カモシカ(国指定特別天然記念物)、ヤマネ(国指定天然記念物)、オオダイガハラサンショウウオ(県指定文化財(天然記念物))などの貴重な動物が生息している可能性があることに加え、クマタカの生息地が確認されていること、想定区域及びその周辺は鳥類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業による鳥類を含む動物への重大な影響が懸念される。

想定区域の相当部分には、既に風力発電施設が設置されているものの、本事業の実施により重大な環境影響が生じるおそれがあることを十分に認識した上で、慎重かつ丁寧に環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、環境影響を回避し、又は十分に低減する必要がある。

1 総括的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

本配慮書は以下に指摘するように、発電所アセス省令※に従って適切に作成されたものとは認め難いことから、必要な情報を把握するとともに、できる限りの検討を行った上、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を把握し、事業計画等に反映させること。

ア 配慮書地域特性に関する情報について、同省令第 4 条第 2 項の規定に反して、既設の白馬ウインドファームの風力発電設備等の設置の際に行った自主的な環境影響評価の結果(以下「自主調査結果等」という。)及び稼働中に実施した調査結果を入手し、把握するよう努めていない。

イ 騒音に関しては、同省令第 9 条第 3 号の規定に反して、騒音に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて、できる限りの検討が行われていない。過去の事例やメーカー資料等から風力発電設備の音圧パワーレベルや残留騒音値を仮定し、音圧による評価を行うべきである。

ウ イと同様、風車の影についても、過去の事例やメーカー資料等を活用しての影響範囲や影響時間による評価が行われておらず、できる限りの検討が行われていない。

(2) 他事業との重複について

本事業の想定区域は、ほぼ同区域で運転中の白馬ウインドファーム株式会社が運営する白馬ウインドファームや同社が計画している「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業」(方法書手

続終了)に係る対象事業実施区域と重複している。これら事業と本事業の関係を整理し、それぞれの事業内容や時期等を明確にしたうえで、方法書に記載すること。

(3) 累積的影響について

想定区域及びその周辺には、他の事業者による風力発電設備が設置されており、騒音や風車の影、鳥類、景観等に対する累積的な影響が懸念されることから、各分野の専門家等から助言を得ながら、累積的影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、運転終了事業の発電施設の撤去工事と、本事業の設置工事の同時施工など複数の事業の重複が想定される場合は、重複による最大影響を考慮して、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 既存風力発電施設に係る調査結果等の活用

自主調査結果等と現在の状況を適切に比較することにより、事業による環境影響を事前に正確に把握することが可能であると考えられる。

そのため、白馬ウインドファーム株式会社に協力を求め、自主調査結果等や稼働中に実施した調査結果などの利用可能な情報の取得を行い、調査、予測及び評価に活用すること。

(5) 規模の大きな陸上風力発電における事業の社会的説明と事業者間協力

脱炭素社会の実現に向けて、大規模な陸上風力発電は、発電電気の買取価格等において社会的支援のある制度の下に運転されている。制度変更等による事業主体の変更という不連続はあっても、事業者は協力し断続すること無く、発電事業と環境の調和取り組み等の発展のために、地元のみならず社会一般への説明責任を果たすこと。事業を終止する事業者は、包括的な事業まとめのレポートを作成し、新たに事業を開始する事業者は、同レポートを重要視し的確に活かすこと。

2 個別事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

想定区域の周辺には多数の住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあることから、十分な離隔距離を取る等により、これらの影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

なお、上述のとおり、累積的影響が生じるおそれがあることを踏まえ、残留騒音については、既設の風力発電施設等からの影響を除外して評価を行い、風車騒音については、安全側に立つ観点から既設の風力発電施設等の影響を含めて評価を行うこと。

(2) 森林保全

ア 天然林等の自然度の高い森林の伐採を避けること。

イ 里山のような自然度の高い森林についても、本県には貴重な天然林であることから、風力発電設備の配置等は、それらの天然林をできるだけ避けた計画とすること。

ウ 直接的改変を受ける区域の植物調査については、地点調査及び踏査ルート調査に加え、その範囲を面的に行うこと。

エ 想定区域内に干害防備保安林、保健保安林等の保安林が含まれることから、当該機能への影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(3) 動物及び生態系

想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、サシバやハチクマの渡りルートになっている可能性がある。

白馬ウインドファームの稼働時でのこれら鳥類のバードストライクの情報収集に努め、渡りへの影響等の確認やクマタカ等の猛禽類についての現地調査を含む適切な調査、予測及び評価を行うこと。

その結果を踏まえ、鳥類への影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(4) 景観

ア 配慮書においては、眺望景観を垂直視野角の数値のみで評価している。しかし、景観への影響は、単に見える大きさだけで評価されるものではなく、風力発電設備の色や、稜線との取合いなどの空間構成、稜線の改変の有無、他の景観構成要素との関係、太陽光や四季の変化などの環境の変化、複数の風力発電設備による複合的な影響、その景観が持つ重要性など様々な要素によって大きく左右されるものである。眺望点からの眺望景観について、影響を回避又は十分に低減するよう、慎重に調査及び検討すること。

イ 主要な眺望点だけでなく、住民の日常的な視点場からの景観（困繞景観）についても検討すること。

(5) その他

ア 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

イ 環境影響評価図書は、広く公表し、様々な方面から意見を聴取するものであることを踏まえ、社会一般にも分かりやすいものとする。

ウ 本事業の想定区域は、他事業と重複しているが、配慮書の内容だけでは、本事業の範囲、他事業との関係などが不明確であり、十分な説明がなされていない。

また、本審査会における委員質問に対する回答が得られないケースなどがみられ、住民に対して情報を開示して、理解を求めようという姿勢の欠如がみられる。

環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続であることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的に地域との対話に努めること。特に、事業実施に伴い想定される環境リスクについて、正しく説明しておくこと。

エ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。また、最新の知見や既存事例の情報収集・活用に努めること。

※ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）